

1 開会

2 会長挨拶

【練馬区長】

今日は、年度末のお忙しいなか、お集まり頂き、真に有難うございます。

御出席の皆さんには、日頃から、災害に強い安全なまちづくりに御尽力頂いています。心から感謝申し上げます。

現在、区が直面する最大の課題は新型コロナウイルス対策であります。コロナ禍を克服できるか否か、今まさに正念場を迎えているところです。何としてもワクチン接種を成功させなければなりません。そのため、1月末には、「練馬区モデル」を構築し、全国の多くの自治体の賛同を得ることが出来ました。「地域の診療所での個別接種」をメインに、「病院・区立施設等での集団接種」をカバーするベストミックス方式であります。

本日御出席の練馬区医師会、練馬区薬剤師会をはじめ、関係団体の皆さんと力を合わせて、「早くて 近くて 安心」な接種に万全を期していきたいと考えています。

コロナ対策ももちろん大事なのですが、防災を預かるものとして、今この瞬間に大地震が起きたらどうするのか、その備えにも万全を期さなければなりません。これまでも庁内には注意喚起してきましたが、最近も大きな地震があり、改めて部長を通して、全職員に緊張感を持って対策を徹底するよう伝えたところでもあります。とは言え、現場で災害対応に当たって下さるのは皆さんであります。皆さんと一体となって取り組まなければ実効性がありません。

引き続き、皆さんと一丸となって、「災害に強い安全なまち練馬」の確立に全力を尽くしたいと思っております。

今日は、「練馬区地域防災計画修正案」について、審議して頂きます。忌憚のない御意見を頂きたいと思っております。宜しくお願い申し上げます。

3 審議事項

【防災計画課長】

お手元の資料1を用いまして、練馬区地域防災計画（令和2年度修正）案についてご説明をさせていただきます。

練馬区地域防災計画の修正につきましては、昨年12月4日に書面で開催した防災会議におきまして、修正素案を決定いただきました。

その後、区民意見反映制度による区民の皆様からのご意見等を踏まえまして、

素案の修正を行い、案を作成しましたので、本日ご審議いただくものです。

資料をご覧ください。

1 「修正の経過」でございます。

12月4日に防災会議で素案を決定いただき、後日、区議会へ素案を報告いたしました。令和2年12月11日から令和3年1月15日まで、区民意見反映制度による意見募集を行いました。12月23日に公募の区民の皆様から構成している練馬区防災懇談会で、素案をご説明させていただき、ご意見をいただきました。3月9日に区民の皆様からのご意見を踏まえ、素案を修正し、区議会に修正案の報告を行ったところでございます。

2 「区民意見反映制度により寄せられた素案に対する意見と区の考え方」でございます。別紙1をご覧ください。

1 「意見の受付状況」でございます。意見の募集期間、周知方法は、記載のとおりでございます。いただいた意見の件数は、76件。3名1団体からいただいております。

次に、2 「寄せられた意見の内訳」でございます。「I 共通編」から「IV その他」まで4つの項目ごとに件数を示しておりますので、ご確認いただければと思います。

続きまして、3 「意見に対する対応状況」でございます。「ご意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの」から「その他」まで6つに区分し、それぞれ件数を記載してございます。

4 「区民からの意見（要旨）と区の考え方」でございます。すべての意見の趣旨と区の考え方を記載してございます。本日は、計画に反映する4点をご説明させていただきます。

別紙1の3ページをお願いいたします。8番でございます。区民の責務についてです。素案には、区民責務として、住居や敷地の安全性を確保することが記載されておりますが、具体的に「家具の転倒防災策」を記載することはできないかとのご意見をいただきました。ご意見を踏まえ、家具の転倒防止をはじめ、ブロック塀等の倒壊防止等、住居や敷地の安全確保の例として、記載することといたしました。

次に、5ページをお願いいたします。24番でございます。ブロック塀の表記についてです。万年塀等、ブロック塀以外の塀もあるため、「等」を追記いたしました。

続きまして、9ページをお願いいたします。46番でございます。避難行動のフローチャートに、隣接する区市の避難所に避難することも可能である旨を追記すべきとのご意見をいただきましたので、その旨フローチャートに追記しました。

最後になりますが、15ページをお願いいたします。74番でございます。「感

感染症対策の記載内容が、防災本編と風水害編で異なっている。」とご意見をいただきました。地震における避難拠点と水害における避難所では、基本的な感染症対策の違いがありませんので、記載内容を修正し、整合性を図ることといたしました。

以上が、素案から案にする段階で反映させていただいたものでございます。

続きまして、別紙2をお願いいたします。

1「素案から案への主な変更点」でございます。主な変更点を一覧で記載しております。まず表の見方ですが、左から通し番号、案の該当ページ、変更箇所、変更内容を記載してございます。備考欄に◎で記載してあるものが、先ほどご説明いたしました区民の皆様の見解を踏まえ変更したものでございます。2ページ以降は、変更箇所の該当ページを案から抜粋したものでございます。変更内容を赤で見え消しにしてございます。こちらにつきましては、後程お目通しいただきたいと存じます。1ページ目に戻りまして、素案から案への主な変更点でございます。

先程ご説明した、備考欄に◎がついているもの以外をご説明させていただきます。

通し番号の3番と4番でございます。桜台病院を災害時医療機関のうち、主に軽症者の対応をする災害医療支援医療機関に追加いたしました。このため、災害時医療機関が1か所増えましたので、修正をさせていただきます。

次に6番でございます。障害者支援施設「やすらぎの杜」を新たに福祉避難所に指定いたしました。これにより、福祉避難所が1か所増えましたので、修正をさせていただきます。

続いて7番でございます。トヨタモビリティ東京株式会社の5店舗が、新たに帰宅困難者の一時滞在施設として指定いたしましたので、追記いたしました。

最後になりますが、8番と9番でございます。旭町地区の土砂災害警戒区域1か所と土砂災害特別警戒区域1か所が、斜面对策工事によって指定要件を解消したため、指定が解除されましたので、その旨を追記いたしました。

主な変更点は、以上でございます。

資料1にお戻りください。4「練馬区地域防災計画（令和2年度修正）案」でございます。ただいまご説明いたしました修正後のものを、案として配布させていただきます。

説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

【危機管理室長】

本日お手元に配布させていただきました資料について、説明させていただきました。ただいまのご説明に関しまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

【委員A】

質問させていただきます。

第一に、練馬区地域防災計画（令和2年度修正）案の共通編の6ページです。1時間あたり75mmの降雨の対策についてです。練馬区の大きな河川として、石神井川と白子川があります。河川の改修率は、令和2年4月1日現在で、石神井川で80.1%、白子川で25%とありますが、現在はどのような状況でしょうか。

第二に、共通編の23ページ、携帯電話です。携帯電話の基地局の停電解消に約1か月要するとありますが、これは改善されているのでしょうか。

第三に、本編の24ページの3 専門医療の対応です。(3)精神疾患患者への対応の中で、「自助が困難と思われる精神疾患患者を平常時から把握します。」とありますが、どのように把握をしているのでしょうか。

第四に、本編の78ページの避難行動要支援者名簿についてです。避難行動要支援者名簿の更新は、どの位の頻度で行っているのでしょうか。

第五に、本編の80ページです。避難行動要支援者名簿で、希望により登録とあります。精神障害者に関しましては、アウトリーチ事業ということで、今まで未接触の障害者が、アプローチされることによって、新しい障害者としてあがってきている状況があります。そういう方々も、避難が困難な人ということで、区からもフォローしていただきたいと思っています。

最後になります。区で発行している「防災の手引」に福祉避難所のこと掲載されておりますが、避難所リストは載っておりませんが、なぜでしょうか。

質問は、以上でございます。

【危機管理室長】

ただいまいただきましたご質問、ご意見について、事務局からご説明させていただきます。

【区民防災課長】

まず初めに、河川の整備状況について回答いたします。東京都では、平成28年度以降順次、河川整備計画を改定し、練馬区の河川の改修や調節地を作りながら、1時間あたり75mmの降雨に対応することとしています。石神井川、白子川の整備状況ですが、令和2年4月1日現在と大きくは変わっていない状況です。

【防災計画課長】

二点目の携帯電話の基地局についてです。被害想定において、練馬区の不通率は20%未満であります。また、電気の停電率は、6.3%でございます。過去の災害におきましても、電気は一番早く復旧すると聞いております。また、携帯会社

では、停電時に移動基地局を設置し、対応したと聞いております。

三点目の自助が必要と思われる方の把握方法です。区では、民生児童委員や避難行動要支援者名簿、町会等を通じ、情報を把握しております。

【区民防災課長】

四点目の避難行動要支援者名簿の更新についてです。こちらは、所管である福祉部で、年2回、半年に1回程度更新を行っております。また、五点目の避難行動要支援者名簿の希望登録につきましては、一般的な募集に加え、例えば、避難拠点での会議等で、希望者がいれば、登録に繋げるよう働きかけを行っております。

【防災計画課長】

「防災の手引」で福祉避難所のリストが掲載されていない件についてです。福祉避難所は、42か所ございます。こちらに関しましては、ホームページや防災計画の資料編に記載させていただいております。

【委員 A】

ありがとうございます。

【危機管理室長】

その他、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

それでは、これをもちまして、練馬区地域防災計画（令和2年度修正）案の案が取れるということになります。

それでは、これで審議事項を終了させていただきたいと思っております。

4 その他

【危機管理室長】

委員の皆様から何かございましたらお願いします。

それでは、以上をもちまして、令和2年度練馬区防災会議第2回を閉会させていただきます。

本日は、ありがとうございました。